

「多額の不適切な会計処理」に関する 経緯と現時点での対策

いのちのことは社伝道グループ
役員会

昨年末、12月23日付で発表しました、いのちのことは社内ですじた「多額の不適切な会計処理」の件により、神様からの負託、及び小社をご利用・ご支援いただきました諸教会の皆様への信頼を大きく損なうこととなりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。この不祥事の発覚直後より、小社役員会では、同様の事件を二度と起こさないための再発防止策を講じてまいりました。社内の業務マニュアルの整備とともに、さらなる再発防止策の構築を進め、全社での取り組みを開始しております。その経緯とともに現段階での進捗を報告いたします。

1. 「多額の不適切な会計処理」発覚の経緯

- (1) 当該元職員Aは2016年4月～2024年1月まで営業部の責任者であり、その責任の一環として、営業スタッフが外商活動で得た現金での売上金および献金を確認のうえ保管し、社内システムへの売上登録と経理課への入金を行う業務を担っていました。またAは営業部の各販売部門における在庫管理と棚卸の報告義務を負っていました。
- (2) 2024年1月にAから退職の申し出があったため、それを受理し、新たに代務者が営業部の責任を担うことになりました。その新たな体制の下で、過去の販売活動において、各販売スタッフによる日報での売上報告額と実際のシステムへの売上入力額に食い違いがあり、売上登録と入金が行われていない会計処理が多数存在することが発覚しました。
- (3) このことから、過去に遡って、売上報告とシステム上の売上登録の突き合わせを行ったところ、確認できる7年間にわたり、数千万円に及ぶ不適切な会計処理が行われていたことが浮きあがりました。その過程で、手渡された献金で入金が確認できないものが1件ありました。
- (4) この調査結果をもとに、Aに対して、不明な会計処理について質しましたが、明快な回答はなく、間もなくAは代理人を立て、直接の連絡が取れない状況となりました。そこで、弊社役員会はAを懲戒解雇処分としました。その後も、Aに対し弁護士立会いによる説明の機会を設けましたが、Aは直前でのキャンセルを行うなど、誠意ある対応を見せませんでした。
- (5) そのため、このままでは時間ばかりが経過し、全容解明ができないと判断し、理事会とも協議と祈りを重ね、熟慮の上、司法などの公的機関を通しての捜査に踏み出す決定をしました。

現在は刑事、民事の法的措置の準備段階にあるため、裁判に支障の出ない範囲での情報に限り公表していることを、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお弊社への献金については大部分を振込みで頂いております。この振込みとゴスペルボックスで巡回時にいただいた献金については総務部が管理し、適正に処理されておりました。

2. 再発防止策について

現在までの社内調査の中で、今回の元職員による不祥事を生じさせるに至った組織の課題としては下記が挙げられます。

- ・一人の責任者に長期間、金銭に関わる広範囲の業務を担わせたこと。
- ・責任者の金銭に関する管理業務を随時チェックする機構が構築できていなかったこと。
- ・販売・在庫管理システム運用の社内統一ルールの設定と遵守がおろそかであったこと。
- ・責任者の選任、育成において厳格な基準と取り組みが欠けていたこと。

こうした課題を克服すべく、以下の対策が必要と考え、実施しています。

2.1 2024年1月の発覚後、すぐに開始している再発防止策

- (1) 営業部の責任体制を3名の役員が監督する体制としました。
2024年1月からは、社長の岩本が営業部責任者の代務者となり、2024年7月1日からは新たな営業部全体の責任者として役員1名を指名し、その下に外商部門(現金による販売)の責任者の役員、別に店舗責任者の役員を配置しました。
- (2) 2024年1月より、現金売上、献金の取り扱いについて、以下の新たなルールを定めました。
また、現金売上、献金の取り扱いについて、複数の職員を経由して、透明性の高い売上計上・入金処理を行い、小さなミスも発見しやすい環境を整えました。また、最終的には社長まで報告があがり、チェックがなされる仕組みとしました。
 - ① 営業担当者が日報で報告した売上金額と、営業担当者が持ち帰った売上明細の合計額を上長がチェックする。
 - ② 営業担当者が持ち帰った売上明細を基に、システムに売上登録する職員を別途配置する。
 - ③ 持ち帰った売上金を、上長または別職員が再確認し、経理担当者に直接渡す。
 - ④ 経理担当者は、届けられた売上金を確認し、その金額を起票した入金票を発行する。その入金票を基に、経理担当者がシステムに入金登録をする。
 - ⑤ 社長が、営業担当者の日報と経理にある入金票の控えを突き合わせ、確認する。ご報告とお礼を送付する。
 - ⑥ 半期ごとに行う棚卸時には、差異を厳密にチェックし、差異の原因を調査する。役員全員がその棚卸差異表を確認し捺印の上、システム上の棚卸確定をする。

2.2 2026年4月1日以降実施する再発防止のための更なる取り組み

- (1) 販売・在庫管理システム運用の際の詳細なルールを新たに定めて継続的な研修の機会を持ち、ルールに沿った厳正な運用を徹底します。
 - ① 在庫移動の処理のルール
在庫の誤差につながりやすい運用があったためこれを改め、正確な在庫管理の維持を行います。
 - ② 売上起票の処理のルール
特に販売現場における値引きや、価格訂正のルールを厳格化し、これらの運用については、上長の他、社内監査の対象としました。
 - ③ 半期ごとの棚卸のルール
各販売の現場で半期ごとに細部まで厳正な棚卸が実施されるように手順を改めました。
 - ④ 現金取り扱いの際のルール
特に現金の取り扱いについての細部までの手順を構築し、複数担当者が確認し、正確な業務がなされるようにしました。

- (2) 社内監査チームを発足し、社内の各部門の業務監査を適宜行います。
従来、税理士事務所のチェックのほか、会計監査は年に1度、選出されている監事2名が、最終的な段階で行っていました。これに加えて、新たに社内監査チームを組織し、適時(年6回程度)、各会計処理が4月以降の新ルールに則って行われているかを確認し、業務監査、指導を行います。

2.3 今後着手する予定の取り組み

- (1) 社外の専門職や有識者に協力いただき、今回の不祥事の検証を行い、組織の再建に取り組めます。
- (2) スタッフへのコンプライアンス(法令順守)研修を継続的に実施します。
- (3) 社内風土の検証に取り組めます。
- (4) 役員、責任者の選任とその責務に関する規程を新たに設けます。

3. その他の対応について

2024年1月に役員会が本件を認知して以来、事件の社内調査と、再発防止策に全力で取り組んでまいりました。現段階で取りうる対策や今後の道筋を上記のように定めたため、社長である岩本信一は責任を取り、2026年3月末日をもって辞任いたします。

さらに社内調査や社内風土の検証を進めるとともに、霊的な悔い改めと、あらゆる業務の点検、先に挙げた再発防止策の徹底、管理体制の強化を実施し、主から託されたこの働きにおいて、二度とこのような事態が生じないように、根本からの再建に取り組む所存です。その経過は、今後しかるべき段階でご報告いたします。

諸教会、諸団体の皆様に、重ねて心よりお詫び申し上げます。

在 主